

令和5年10月6日

各 位

北見信用金庫

「パートナーシップ構築宣言」の公表について

当金庫は、内閣府や中小企業庁などが推進する「パートナーシップ構築宣言」の趣旨に賛同し、地域のお取引先の皆さまや事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めるため、下記のとおり同宣言を策定し、公益財団法人全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに公表いたしました。

記

1. 宣言日

2023年10月6日（金）

2. 宣言内容

別紙のとおり

3. 個別項目

① 企業間の連携

外部専門機関との連携により、販路拡大、事業承継・M&A、補助金・助成金、経営改善・事業等、お取引先企業が抱える課題解決に取り組みます。また、当金庫の店舗間ネットワークを活用したビジネスマッチングにも取り組みます。

② 専門人材マッチング

外部専門機関との連携により、お取引先企業が抱える「人材不足」「人手不足」への課題解決に取り組みます。

以 上

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

① 企業間の連携

外部専門機関との連携により、販路拡大、事業承継・M&A、補助金・助成金、経営改善・事業等、お取引先企業が抱える課題解決に取り組みます。また、当金庫の店舗間ネットワークを活用したビジネスマッチングにも取り組みます。

② 専門人材マッチング

外部専門機関との連携により、お取引先企業が抱える「人材不足」「人手不足」への課題解決に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は取引毎の支払期限までに現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当金庫は昭和5年の創立以来、「地域の皆さまとともに歩み、地域社会の発展・繁栄に貢献する」ことを一貫して持ち続け、「地域社会との共生」という理念のもと、地域金融機関としての役割を果たすべく業務に邁進しております。

これまでも、これからも、地域とともに、歩みを進めてまいります。

2023年10月6日

北見信用金庫

理事長 片山 隆文